



# 金 沢 市 公 報

号外第4号

平成29年(2017年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第3号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成29年3月30日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

収監査第129号  
平成29年3月29日  
(2017年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

### 住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成29年2月8日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

##### 2 請求書の提出日

平成29年2月8日

##### 3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の経費は条例記載必要経費である。

政務活動費は、地方自治法(以下「自治法」という。)第100条第14項乃至第16項の規定に基づき、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)及び条例に委任された金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第4号。以下「規則」という。)に規定されていることから、条例に規定されていない経費は政務活動費の経費ではない。

ところで、「共通経費」は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と「規定」してい

るものの、どのような経費にも拡大解釈が可能な抽象的内容の規定であるから、自治法の趣旨に反する規定である。条例記載必要経費とは言い難い「共通経費」規定は無効である。

さらに、「会派共用費」は条例第2条規定の「交付の対象」である「議員」に対して「交付」する趣旨を否定する「当該会派」が「支出するもの」であり、当該経費を支出した議員は「1の項から8の項までに掲げる経費」について特定経費であることを説明しなければならない。よって、条例は議員交付であるにもかかわらず、政務活動費を会派へ支出できると規定していることは不自然であり、特定経費ではない「会派共用費」規定は自治法第100条第14項規定の趣旨に違反しているから無効である。

また、規則第5条に係る様式第4号においては、「収入」項目に「その他(預金利子等)」収入とあるが、交付されていない「収入」は、自治法第100条第15項規定を否定するものであるから、当該政務活動費収支報告書の書式は違法であり、当該項目は無効である。

横越徹議員(以下「横越議員」という。)、高村佳伸議員(以下「高村議員」という。)及び野本正人議員(以下「野本議員」という。)の平成27年度政務活動費出納簿の各収入欄の記載については誤りがある。

横越議員の領収書番号(以下「番号」という。)174番の会派共用費概算払い精算金及び自己資金、高村議員の番号128番の会派共用費概算払い精算金及び自己資金、野本議員の番号252番の会派共用費概算払い精算金及び自己資金は、収入ではない。

#### イ 前金払政務活動費の収支報告書は修正できない。

金沢市は公金である政務活動費を前金払で交付しており、交付された議員は、その支出について、「政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」を政務活動費収支報告書に添付して、「毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」

ところで、「前金払」とは、金額の確定した債務につき、その履行期の到来前においてその履行をすることをいう(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条)ものであり、前金払をすることが経費支出の効果を実現するために必要な場合等に認められる例外的な支出方法である。また、前金払の金額は条例によって確定されたものであるため、後日において不履行その他の残余がある場合は、当該残余の額に相当する政務活動費の返還を命ずることができる。金沢地方裁判所平成28年10月27日判決は、平成25年度金沢市議会政務活動費支出を、「概算払額」であると事実認定していることから、今回の監査においては、政務活動費を前金払していることについて、自治法第100条第14項、第15項規定に基づく条例の規定が正しい理由だけでなく、条例規定が正しいにもかかわらず上記判決が誤解した原因を明らかにすることが求められる。

また、金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第83条第1項において、「前金払(補助金を除く。)を受けた者は、その事実に変更があったときは、速やかに概算払(前金払)精算請求書を予算執行者に提出しなければならない。」と規定していることから、政務活動費が前金払であると判断できるとしても残余がある場合は精算が必要であり、金沢地方裁判所が判断した概算払額であるならば必ず精算は必要となるが、条例には当該規定がない。さらに、前金払であることから精算期日の規定がないとしても、残余がある議員については条例第10条第2項規定の収支報告書等提出期限である「4月30日」を精算期限と解することが可能である。したがって、政務活動費の経費ではない支出に政務活動費を充当していた議員は、金沢市監査委員が違法支出であると判断する是正勧告をした後で金沢市へ返還する場合においては、会計年度が異なるため政務活動費収支報告書自体を修正することはできず、地方自治法施行令第159条規定の誤払い金等の返還措置とすることが求められ、当該議員が返還した期日までの民法所定年5分の遅延損害金額を支払う必要がある。

#### ウ 横越議員、高村議員及び野本議員の違法支出経費

横越議員、高村議員及び野本議員の平成27年度政務活動費支出の中で違法支出した項目及び当該項目の内容は以下のとおりである。

調査研究費は、議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費である。

広報費は、議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費である。

会議費は、議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費である。

人件費は、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である。

事務所費は、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

これらの経費の内容に規定された「議員が行う活動」の「活動」及び「議員が行う各種会議」は、自治法第100条第14項規定の「議員の調査研究その他の活動に資する」調査研究関連経費でなければならないから、

規定に該当しない経費支出は違法支出である。

なお、広報費は、自己宣伝内容が含まれているために本質的に後援会活動の側面を有していることから、後援会発行の広報紙や後援会主催の議会報告会等明確な目的外支出である証拠が明らかな場合を除き、政務活動費の2分の1按分充当支出とすることが必要である。

#### エ 事務所費の違法支出額

横越議員、高村議員及び野本議員の事務所は住居等兼用事務所である。しかし、高村議員の自宅は、自由民主党石川県金沢市第十八支部、資金管理団体及び高村佳伸連合後援会の3団体の事務所となっており、政務活動事務所と認められないことから、高村議員の事務所経費支出は、全額が違法支出額である。他の2議員の事務所については、住居等兼用の「事務所費」であり、事務所経費への上限充当額は「1/3」である。

また、個々の経費支出においては、「事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例」の算式に必要とされる面積按分及び日常生活用務按分に関する「当該支出に係る事実を証する書類」を上記3議員は提出していないことから、光熱水費及び通信費を違法支出とし、光熱水費及び通信費を除く経費支出については「1/3」を超えない支出のみを適法支出と認める。

なお、監査委員は、上記3議員に対して、面積按分及び日常生活用務按分の算出に必要となる「当該支出に係る事実を証する書類」の提出を求め、監査期間中に当該書類が提出されるのであれば当該議員の光熱水費及び通信費の充当限度額を確定する必要がある。

#### オ 人件費の違法支出額

人件費については、金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）において「充当限度額は1/2まで」と規定されており、「1/2」は上限である。しかし、横越議員、高村議員及び野本議員の被雇用者は各住居等兼用事務所において政務活動補助業務に従事していることに加え、各議員が議長へ提出した抽象的な内容の書類は被雇用者が政務活動補助業務をしていた「事実を証する書類」ではないことから、上記3議員の人件費支出額は、全額が違法支出額である。

#### カ 横越議員の違法支出額

横越議員の違法支出は、以下のとおりである。

- (ア) 調査研究費支出においては、平成27年度の政務活動費出納簿の番号81番及び168番の2支出が当該経費の内容規定にはない支出であることから、違法支出である。
- (イ) 広報費支出においては、当該経費の内容規定にはない支出である番号82番、85番、96番、99番、138番の「切手代金」並びに番号127番の「スマートレター」、番号86番、89番、98番、111番の親族経営の商店からの購入代金、「支出を証する書類」が「振込払込請求書兼受領証」の番号87番、90番、93番、101番、130番の支出及び164番の徹山会主催の「平成28年市政報告会」の支出は違法支出であることから全額が違法支出額である。また、上記以外の番号143番の「封筒代金」も広報費支出に伴う支出であることから、全額が違法支出額である。
- (ウ) 会議費支出においては、全ての支出が懇談会費であることから、全額が違法支出額である。
- (エ) 人件費支出においては、「事務員手当」であり政務活動費であることを証する書類でないことから、全額が違法支出額である。
- (オ) 事務所費支出においては、番号173番の領収書がない「アルカリ水素水整成器」支出は違法支出であり、当該支出を除く92支出の中のお菓子代等、光熱水費及び通信費も全額が違法支出額である。お菓子代等、光熱水費及び通信費を除く経費支出については各支出額の3分の1を超える支出が違法支出額である。
- (カ) 会派共用費においては、支出額より番号174番の「会派共用費概算払い精算金」を控除した額が違法支出額である。
- (キ) 共通経費支出においては、各支出額を証する書類だけでは、政務活動費である「支出を証する書類」が不足しているため、全額が違法支出額である。

#### キ 高村議員の違法支出額

高村議員の違法支出は、以下のとおりである。

- (ア) 調査研究費支出においては、番号80番の「旅費」及び番号113番の「東京視察費」を除く支出は当該経費の内容に規定されていない支出であり、違法支出額である。
- (イ) 広報費支出においては、番号10-1番、23番、26-1番、33番、45番、50-1番、53番、72番、73-1番、103番、105番の支出が高村議員の後援会員等を対象とした支出に係る目的外の違法支出である。また、

番号129番の「市政報告会資料作成代金」を除く番号130番乃至132番は当該経費の内容規定の支出とは認め難い支出であるから違法支出であり、番号129番の郵送料と推認できる番号12番の郵送料支出のみが2分の1按分充当支出と認められる。

- (ウ) 会議費支出においては、全ての支出が懇談会費であるから、全額が違法支出額である。
- (エ) 人件費支出においては、「事務手当」支出であり政務活動費支出ではないことから、全額が違法支出額である。
- (オ) 事務所費支出においては、上記エで指摘したとおり、全額が違法支出額である。
- (カ) 会派共用費においては、支出額より番号128番の「会派共用費概算払い精算金」を控除した額が違法支出額である。
- (キ) 共通経費支出においては、各支出額を証する書類だけでは、政務活動費である「支出を証する書類」が不足しているため、全額が違法支出額である。

#### ク 野本議員の違法支出額

野本議員の違法支出は、以下のとおりである。

- (ア) 調査研究費支出においては、番号4番及び23番、43番の年会費、24番の金沢自衛隊協力金、111番の日韓親善協会の会費、129番の石川県ウォーキング協会会費及び70番乃至72番、96番、122番、180番乃至182番、233番、234番及び258番各タクシー代金は条例に規定された調査研究費の経費内容ではなく、41番の支出の中の「土産代」も調査研究費の経費内容ではないことから、違法支出額である。また、番号121-4番乃至121-11番に対応する支出については、領収書がないことから、違法支出額である。
- (イ) 広報費支出においては、当該支出額の2分の1を超える支出が違法支出額である。
- (ウ) 会議費支出においては、番号73番が「駐車場代」、番号74番、123番及び211番が「交流会会費」、番号80番が「講演会」及び番号219番が「懇談会」会費の支出であり、いずれの経費も会議費ではないことから、全額が違法支出額である。
- (エ) 人件費支出においては、政務活動費であることを「証する書類」が提出されていないことから、全額が違法支出額である。
- (オ) 事務所費支出においては、上記エで指摘したとおり、光熱水費及び通信費すべてが違法支出額であり、それらを除いた経費支出の3分の1を超える支出が違法支出額である。また、番号32番、46番、50番、58-1番、86番、107番、116番、141番、148番、173番、199番、223番及び256番については「当該支出に係る事実を証する書類」がないことから違法支出である。同じく、番号34番、56番、58-2番、87番、90番、104番、109番、114番、119番、138番、143番、145番、150番、153番及び249番についても「当該支出に係る事実を証する書類」はないことから違法支出である。
- (カ) 会派共用費においては、支出額から番号252番の「会派共用費概算払い精算金」を控除した額が違法支出額である。
- (キ) 共通経費支出においては、各支出額を証する書類だけでは、政務活動費である「支出を証する書類」が不足しているため、全額が違法支出額である。

#### (2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、横越議員へ208万1,771円、高村議員へ209万9,216円及び野本議員へ154万2,677円及びそれらの金額に平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が当該議員に請求することを請求する。

なお、陳述の際に請求人から野本議員の違法支出額が、当初の請求額150万5,908円から154万2,677円へ修正となった旨の報告があった。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 注釈 地方自治法 <全訂> 抜粋 1607頁参照
- (2) 横越 徹議員の調査研究費支出
- (3) 横越 徹議員の広報費支出
- (4) 横越 徹議員の会議費支出
- (5) 横越 徹議員の人件費支出
- (6) 横越 徹議員の事務所費支出

- (7) 横越 徹議員の会派共用費支出
- (8) 横越 徹議員の共通経費支出
- (9) 高村佳伸議員の調査研究費支出
- (10) 高村佳伸議員の広報費支出
- (11) 高村佳伸議員の会議費支出
- (12) 高村佳伸議員の人件費支出
- (13) 高村佳伸議員の事務所費支出
- (14) 高村佳伸議員の会派共用費支出
- (15) 高村佳伸議員の共通経費支出
- (16) 野本正人議員の調査研究費支出
- (17) 野本正人議員の広報費支出
- (18) 野本正人議員の会議費支出
- (19) 野本正人議員の人件費支出
- (20) 野本正人議員の事務所費支出
- (21) 野本正人議員の会派共用費支出
- (22) 野本正人議員の共通経費支出

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

#### 4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の田中展郎委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 5 請求書の要件審査

平成29年2月8日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年2月15日に受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成27年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした調査研究費、広報費、会議費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

### 2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

### 3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年3月3日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

#### (1) 運用の手引きについて

運用の手引きに定められた経費であっても、条例で規定されていない経費及び条例で規定されていても調査研究関連経費ではない経費であれば、当該定めは無効である。自治法第100条第14項規定は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に限定しており、各地方公共団体の条例により、これを狭く限定することは許されるものの拡大することは許されない。

#### (2) 調査研究費について

本件請求の提出後に領収書を点検したところ、野本正人議員の調査研究費支出について、番号121-4番乃至121-11番の支出に係る領収書がないことから、違法支出額である。

## (3) 広報費について

長崎地方裁判所平成27年8月11日判決において、「広報費については、特段の事情のない限り、政務調査活動としての市政報告に要する経費だけでなく、実質的には、それ以外の政治活動のための経費が含まれると推認される。そして、当該支出のうち政務調査活動のために支出した内容や割合についての合理的な説明がない場合には、これらの割合については不明というほかないから、条理上、当該支出の2分の1は目的外支出というのが相当である」と判断している。すなわち、広報費は、議員の自己宣伝的な側面を有し後援会活動等の側面を否定できないから、2分の1按分充当経費とする必要がある。

## (4) 会議費について

条例別表記載の会議費は、議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費である。ただし、上記規定の議員が行う各種会議も団体等が開催する意見交換会等各種会議も調査研究関連経費の会議のことであるから、単なる意見交換会への参加は該当しない。各議員の支出は、懇談会費、交流会会費、講演会などであり、全額が違法支出である。

## (5) 人件費について

人件費の違法支出額は、本件請求記載のとおりである。

## (6) 事務所費について

本件請求の提出後に領収書を点検したところ、野本正人議員の事務所費支出について、番号32番、46番、50番、58-1番、86番、107番、116番、141番、148番、173番、199番、223番及び256番については、当該支出に係る事実を証する書類がないことから、違法支出である。同じく、番号34番、56番、58-2番、87番、90番、104番、109番、114番、119番、138番、143番、145番、150番、153番及び249番についても、当該支出に係る事実を証する書類はないことから、違法支出である。

## (7) 会派共用費について

会派共用費は、法の趣旨に反する規定であるため、これに係る費用は全部違法である。

## (8) 共通経費について

共通経費は、拡大解釈が可能な抽象的な規定であり、法の趣旨に反する規定であるため、これに係る費用は全部違法である。

〔新たに提出された証拠書類〕(事実証明書の追加)

(23) 判決(長崎地方裁判所平成27年8月11日判決)の35頁

(24) 収支報告書(自由民主党石川県金沢市第十八支部平成27年分)の表紙

(25) 収支報告書(高村佳伸事務所平成27年分)の表紙

(26) 収支報告書(高村佳伸連合後援会平成27年分)の表紙

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

## 4 関係職員の陳述の聴取

平成29年3月3日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

## (1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるもの」と規定したうえで、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めており、「会派共用費」、「共通経費」もこれに含まれる。ただ、条例において具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも具体例のすべてを網羅することは不可能であり、例示の最後に「等」をつけてあることから分かるように、想定される典型的な使途を記載しているということにほかならない。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

なお、共通経費に関しては、例示されている5種類の支出に限定して支出が認められている。さらに、会派共用費については、各会派から収支報告書等が提出されており、議員個人に交付される政務活動費と同様に処理されている。

## (2) 政務活動とそれ以外の活動とが混在する場合の取扱いについて

運用の手引きにおいて、政務活動費執行に当たっての原則として、「政務活動が、市行政と関連性を有していること。政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。支出金額が社会通念上相当と認められる範囲内であること。議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。」を定めており、各議員は、この原則に従い、自らの責任において交付された政務活動費を充当できる経費にのみ支出し、条例や運用の手引きに基づいて適正に処理した上で、支出関係書類が提出されているものと考えている。

その上で、按分に関しては、運用の手引きにおいて、その取扱いを定めており、その中では、「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不相当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとする。」としている。

特に、議員の活動拠点となる事務所の費用について、その形態に応じた按分方針、費用ごとの限度額を示している。このことは、そもそも議員活動の実態は個々の議員ごとに異なるものであり、一律の按分割合を示すことが困難であり、かつ不合理であることから、議員が設置する事務所について、按分が必要な場合には、事務所の形態に応じた按分率の上限を採用することとしているものである。

政務活動費のように、法律の規定に基づいて地方自治体が条例を定めなければならない場合、条例の制定や法律の解釈などは、地方自治体の自己責任と自主決定に委ねられており、条例及び規則等においていかなる規定を定めるかについては、法の趣旨に反しない限り、原則として各地方自治体の裁量の範囲内にあると考えている。

## 5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

## 第3 監査の結果

## 1 事実関係の確認

## (1) 政務活動費制度の概要

## ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

## イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。

## ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。

⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。

⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

#### エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員の行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

#### オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たつての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

#### (2) 条例に基づく平成27年度政務活動費の交付等について

##### ア 交付

平成27年度は、条例第3条第2項ただし書の規定に基づき、市長は平成27年4月1日付けで同年5月2日の改選前の議員から1か月分の交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を180,000円×1か月＝180,000円と決定した上で、その旨を同年4月1日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費180,000円を交付している。その後、市長は同年5月2日付けで改選後の議員から同日に11か月分の交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を180,000円×11か月＝1,980,000円と決定した上で、その旨を同日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費1,980,000円を交付している。

##### イ 収支報告

平成27年度分の政務活動費については、平成28年4月30日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は同年5月30日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的



な確認を行っている。

## 2 判断

### (1) 監査基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号 同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」を設け、この監査基準(別紙第2のとおり)に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

### (2) 不当利得返還義務について

本市の政務活動費返還請求に係る近時の裁判例によると、不当利得返還義務として、違法支出と認められた額から「調査研究に資するため必要な経費」に充当している自己資金額を控除した額に対し、返還すべき義務を負うと判示していることから、今回の監査においてもこれを採用するものとした。

### (3) 調査研究費について

請求人は、「調査研究費の経費内容に規定されていない支出がある。」とし、「議員3名の調査研究費支出について、違法支出額がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な調査研究費としての支払いの事実が認められた。また、調査研究費の全額に政務活動費を充当した支出については、他の用途で使用せずに、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等のために使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は「野本正人議員の番号121-4番乃至121-11番に対応する支出については、領収書がないことから、違法支出額である。」と主張しているが、支出に係る添付書類を確認したところ、当該支出は県外での政務活動における鉄道及びバスの利用料であることを確認した。運用の手引きでは、「自動券売機で切符などを購入した場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要。」としていることから、このことについても不適切な支出とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

### (4) 広報費について

請求人は、「広報費と認め難い支出や目的外支出がある。また、広報費は自己宣伝内容が含まれるため、後援会活動の側面を有していることから、政務活動費を2分の1按分充当支出とすることが必要。」とし、「議員3名の広報費支出について、違法支出額がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な広報費としての支払いの事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、広報費の全額に政務活動費を充当した支出については、他の用途で使用せずに、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等についての広報活動のために使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人の「横越徹議員が、親族経営の商店からの購入代金に政務活動費を充当したことについて、違法支出である。」という主張については、本件請求がなされる以前に、当該議員が政務活動費の充当に誤りがあったとして、収支報告書等を訂正し議長へ再度提出（平成28年10月21日付け）するとともに、誤って充当した額が自己資金の額を上回ったため、同日中に超過した額を本市へ返還したことを関係書類により確認した。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは認められない。

(5) 会議費について

請求人は、「駐車場代、講演会、懇談会費等は、会議費ではない。」とし、「議員3名の会議費支出について、全額が違法支出額である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した会議費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会議費としての支払いの事実が認められた。また、会議費の全額に政務活動費を充当した支出については、他の用途で使用せずに、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等について必要な会議費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(6) 人件費について

請求人は、「提出した抽象的な内容の書類は被雇用者が政務活動補助業務をしていた事実を証する書類ではない。」とし、「議員3名の人件費支出について、全額が違法支出額である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動を補助する職員を雇用する経費としての支払いの事実が認められた。また、人件費に政務活動費を按分して充当した支出については、雇用した職員が他の業務に従事せず、専ら議員の行う調査研究活動の補助に従事していたことを関係人調査により確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(7) 事務所費について

請求人は、「議員1名の自宅は、自由民主党石川県金沢市第十八支部、資金管理団体及び連合後援会の3団体の事務所となっており政務活動事務所とは認められない。また他の議員2名の事務所については、住宅等兼用事務所であり、事務所経費への上限充当額は3分の1である。また、事務所における活動実績の割合（推計）に応じた按分率の算出に関する書類が提出されていない。」とし、「議員3名の事務所費支出について、違法支出額がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した事務所費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な事務所費としての支払いの事実が認められた。また、議員3名の事務所の形態は「政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」であること、事務所の形態における上限充当額3分の1を超えて政務活動実績があることを関係人調査により確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人の「横越徹議員の領収書がないアルカリ水素水整成器の支出は違法支出である。」という主張については、本件請求がなされる以前に、当該議員が政務活動費の充当に誤りがあったとして、収支報告書等を訂正し議長へ再度提出（平成28年8月25日付け）したことを関係書類により確認した。また、誤って充当した額は、自己資金の額を下回っており、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは認められない。

(8) 会派共用費について

請求人は、「条例が議員交付であるにもかかわらず、政務活動費を会派へ支出できると規定している会派共用費は無効である。」とし、「議員3名の会派共用費支出について、支出額から会派共用費概算払い精算金を控除した額が、違法支出額である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した会派共用費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会派共用費としての支払いの事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、他の用途で使用せずに、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等について必要な経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(9) 共通経費について

請求人は、「各支出額を証する書類だけでは、政務活動費である支出を証する書類として不足している。」とし、「議員3名の共通経費支出について、全額が違法支出額である。」と主張しているが、請求人が違法支出で

あると主張した共通経費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払いの事実が認められた。また、政務活動費を按分して充当した支出については、専ら議員の調査研究活動及び市政に関する政策等について必要な経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(10) 遅延損害金について

請求人は、「平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように」と主張しているが、本市の政務活動費返還請求（遅延損害金）に係る近時の裁判例では、「政務活動費の支出が本件用途基準に適合しない場合において、議員が被告に対して負う返還義務の内容は不当利得返還義務である。議員が負う不当利得返還義務は、期限の定めのない債務であり、権利者が請求したときに遅滞となるが（民法412条3項）、権利者である被告が返還義務を負う議員に対して返還義務の履行を請求した事実は認められない。また、本件条例10条2項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であり、政務活動費の返還期限を規定したものであるとは認められない。」（平成27年（行ウ）第6号 同28年10月27日金沢地裁判決）と判示しており、過去の裁判例においても同様に遅延損害金の請求を認めない判断をしている。請求人は、本件請求で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠を明らかにしておらず、また、条例第10条第2項は政務活動費を返還する際の履行期を定めた規定であると解することはできないことから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(11) その余の主張について

請求人が主張する「共通経費は、どのような経費にも拡大解釈が可能な抽象的な内容の規定であるから、自治法の趣旨に反する規定であり無効である。」「会派共用費は、条例が議員交付であるにもかかわらず、政務活動費を会派へ支出できると規定しており、自治法第100条第14項規定の趣旨に違反しているから無効である。」「規則第5条に係る様式第4号においては、収入項目に「その他（預金利子等）」とあるが、交付されていない収入は自治法第100条第15項規定を否定するものであるから、当該政務活動費収支報告書の書式は違法であり、当該項目は無効である。」「金沢地方裁判所平成28年10月27日判決は、平成25年度金沢市政務活動費支出を「概算払い」と認定していることから、政務活動費を前金払していることについて、自治法第100条第14項、第15項規定に基づく条例の規定が正しい理由だけでなく、条例規定が正しいにもかかわらず上記判決が誤解した原因を明らかにすることが求められる。」「収支報告書の提出期限（4月30日）後は、会計年度が異なるため政務活動費収支報告書を修正できない。」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(12) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成27年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(13) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

本件請求についての判断、結論は以上のとおりであるが、政務活動費は、議員の調査研究活動の充実を図り、議会の審議能力を強化しようとする趣旨から、議員の自主性・自律性を尊重した運用が行われなければならない。一方で、その財源は公金から交付されるものであることを十分認識し、その負担者である市民等に説明責任を果たすことが求められている。

これまでも、全国的に住民監査請求や住民訴訟が数多くなされ、政務活動費に対する市民の関心が高まっており、特に昨年の政務活動費における不適切な用途に関する報道が相次いだことに鑑みても、これまで以上に、市民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の用途の適正化と透明性の確保に努める必要がある。

こうした中、金沢市議会においては、今年度、政務活動費運用改革会議において、市庁舎内における領収書類の閲覧及び収支報告書等のインターネットでの公開並びに政務活動費運用の手引きの改訂など透明性の向上に向けた改善が図られたところである。

市議会においては、これまでの経過等を踏まえ、その用途について疑念を抱かれることがないように目的に沿った厳正な運用を徹底するとともに、透明性の確保に向けた取組が的確に進められ、市民の信頼のもとに、より一層充実した議会活動が展開されることを強く期待する。

(別紙第1)

#### 職員措置請求書

—金沢市長に対する措置請求—

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

### 第1 請求の趣旨

#### 1 政務活動費の経費は条例記載必要経費である。

金沢市議会政務活動費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づき、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例に委任された金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）にて規定している。

政務活動費の経費は条例に規定しなければならない（以下「条例記載必要経費」という。）。

したがって、上記条例に規定されていない経費は政務活動費の経費ではない。

ところで、「共通経費」は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と「規定」しているものの、具体的な経費内容を規定する規定ではない。そして、どのような経費にも拡大解釈が可能な抽象的内容の規定であるから、法の趣旨に反する規定である。

条例記載必要経費とは言い難い「共通経費」規定は無効である。

さらに、「会派共用費」は条例第2条規定の「交付の対象」である「議員」「交付」趣旨を否定する「当該会派」が「支出するもの」であり、なおかつ、「1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費」と規定しているから、金沢市民が「会派共用費」を違法支出であると指摘するならば、当該経費支出した議員は「1の項から8の項まで」「に掲げる経費」の特定経費であることを説明しなければならない。

条例は議員交付であるにもかかわらず、交付された政務活動費を会派へ支出できると規定していることは不自然であり、特定経費ではない「会派共用費」規定は法第100条第14項規定の趣旨に違反しているから無効である。

また、規則第5条規定の様式第4号においては、「収入」項目に「その他（預金利子等）」収入があると印字されている。

しかし、交付されていない「収入」は、法第100条第15項規定を否定する規定であるから、当該政務活動費収支報告書の書式は違法であり、上記項目は無効である。それゆえ、当該項目記載の収入額は収入額ではない。

横越 徹議員（以下「横越議員」という。）、高村佳伸議員（以下「高村議員」という。）及び野本正人議員（以下「野本議員」という。）の平成27年度政務活動費出納簿の各「収入」欄の記載には誤りがある。

横越議員の平成27年度政務活動費出納簿の領収書番号（以下「番号」という。）174番の6646円及び番号183番の次の自己資金16万3389円、高村議員の平成27年度政務活動費出納簿の番号128番の6646円及び番号136番の次の自己資金31万4992円及び野本議員の平成27年度政務活動費出納簿の番号252番の6646円及び番号260番の自己資金24万1756円は、収入ではない。

#### 2 前金払政務活動費の収支報告書は修正できない

金沢市は、公金である政務活動費を、前金払で交付している。

政務活動費を交付された議員は、「議員の調査研究その他の活動に資する」経費である政務活動費支出について、「政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」を政務活動費収支報告書に添付して、「毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」

ところで、「前金払」とは、金額の確定した債務につき、その履行期の到来前においてその履行をすることをいう（地方自治法施行令第163条）。普通地方公共団体の支出は、反対給付の履行をまっとうするのが本則であるが、前金払をすることが経費支出の効果を実現するために必要な場合等に認められる例外的な支出方法である。また、前金払の金額は条例によって確定されたものであるため、後日において不履行その他の残余がある場合は、当該残余の額に相当する政務活動費の返還を命ずることができる。

金沢地方裁判所平成28年10月27日判決は、平成25年度金沢市議会政務活動費支出を、「概算払額」として事

実認定している(当該判決書34頁～36頁)。

したがって、今回の監査においては、金沢市議会政務活動費を前金払していることについて、法第100条第14項、第15項規定に基づく条例の規定が正しい理由だけでなく、条例規定が正しいにもかかわらず上記判決が誤解した原因を明らかにすることが求められている。

金沢市財務規則第83条第1項においては、「前金払(補助金を除く。)を受けた者は、その事実に変更があったときは、速やかに概算払(前金払)精算請求書を予算執行者に提出しなければならない。」と、規定している。

金沢市議会政務活動費が前金払であると判断できるとしても残余がある場合は精算が必要であるし、金沢地方裁判所が判断した概算払額であるならば必ず精算は必要となる。

そうであるならば、精算期日規定が必要となるのであるが、条例には当該規定がない。

前金払であるから精算期日の規定がないとしても、残余がある議員については条例第10条第2項規定の収支報告書等提出期限である「4月30日」を精算期限と解することが可能である。

よって、政務活動費の経費ではない経費支出に政務活動費を充当支出していた議員は、金沢市監査委員が違法支出であると判断する是正勧告をした後で金沢市へ返還する場合においては、会計年度が異なるから、その場合、政務活動費収支報告書自体を修正することはできず、法施行令第159条規定の誤払い金等の返還措置とする必要があるから、当該議員が返還した期日までの民法所定年5分の遅延損害金額を支払う必要がある。

### 3 横越議員、高村議員及び野本議員の違法支出経費

横越議員、高村議員及び野本議員の平成27年度政務活動費支出の中で違法支出した項目及び当該項目の内容は、以下のとおりである。

調査研究費は、議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費である。

広報費は、議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費である。

会議費は、議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費である。

人件費は、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である。

事務所費は、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

これらの経費の内容に規定された「議員が行う活動」の「活動」及び「議員が行う各種会議」は、法第100条第14項規定の「議員の調査研究その他活動に資する」調査研究関連経費でなければならないから、議員の調査研究関連経費に該当しない経費は政務活動費の経費ではない。

すなわち、調査研究関連経費ではない経費支出は違法支出である。

なお、広報費は、自己宣伝内容が含まれているために本質的に後援会活動の側面を有する経費であるから、後援会発行の広報紙や後援会主催の議会報告会等明確な目的外支出である証拠が明らかな場合を除き、通常、政務活動費の2分の1按分充当支出とすることが必要な経費である。

### 4 事務所費の違法支出額

横越議員、高村議員及び野本議員の事務所は住居等兼用事務所である。

しかし、高村議員の自宅は、自由民主党石川県金沢市第十八支部、資金管理団体及び高村佳伸連合後援会の3団体の事務所であるから、政務活動事務所と認められない。

したがって、高村議員の事務所経費支出は、全額、違法支出である。

他の2議員の事務所については、住居等兼用の「事務所費」事務所経費への充当限度額としては「1/3」が妥当である。すなわち、「1/3」は上限充当額である。

個々の経費支出においては、「事務所における活動実績の割合(推計)により按分率を算出する際の基準例」の算式のために必要とされている面積按分及び日常生活用務按分に関する「当該支出に係る事実を証する書類」を上記3議員は、いずれも、提出していない。

それゆえ、請求人は、光熱水費及び通信費を違法支出とし、光熱水費及び通信費を除く経費支出については「1/3」を超えない支出のみを適法支出と認める。

なお、監査委員は、上記3議員には面積按分及び日常生活用務按分を算出するために必要となる「当該支出に係る事実を証する書類」の提出を求め、監査期間中に当該書類が提出されるならば当該議員の光熱水費及び通信費の充当限度額を確定する必要がある。

### 5 人件費の違法支出額

人件費については「政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。」と金沢市議会政務活動費運

用の手引きにおいて規定しているから「1/2」は上限額である。

しかしながら、横越議員、高村議員及び野本議員の被雇用者は各住居等兼用事務所において政務活動補助業務に従事していることに加え、各議員が議長へ提出した抽象的な内容の書類は被雇用者が政務活動補助業務をしてきた「事実を証する書類」ではない。

よって、上記3議員の件費支出額は、全額、違法支出額である。

#### 6 横越議員の違法支出額

横越議員の違法支出は、以下のとおりである。

調査研究費支出においては、平成27年度の政務活動費出納簿の番号81番及び168番の2支出が当該経費の内容規定にはない支出であるから、1万5500円が違法支出額である。

広報費支出においては、当該経費の内容規定にはない支出である番号82番、85番、96番、99番、138番の「切手代金」並びに番号127番の「スマートレター」、番号86番、89番、98番、111番の親族が経営する南保商店からの購入代金、「支出を証する書類」が「振込払込請求書兼受領証」の番号87番、90番、93番、101番、130番の支出及び164番の徹山会主催の「平成28年市政報告会」の支出は違法支出であるから全額が違法支出額であり、上記以外の番号143番の「封筒代金」も、広報費支出に伴う支出であることから、122万8366円全額が違法支出額である。

会議費支出においては、全ての支出が懇談会費であるから、支出額4万円全額が違法支出額である。

件費支出においては、「事務員手当」であるから政務活動費であることを証する書類でない。それゆえ、支出額30万円全額が違法支出額である。

事務所費支出においては、番号173番の領収書がない「アルカリ水素水整成器」支出は違法支出であり、当該支出を除く92支出の中のお菓子代等、光熱水費及び通信費も全額が違法支出額であり、お菓子代等、光熱水費及び通信費を除く経費支出については各支出額の3分の1を超える政務活動費額は違法支出額である。それゆえ、違法支出額は24万7848円である。

会派共用費では、支出額6万円より番号174番の「会派共用費概算払い精算金」6646円を控除した5万3354円が違法支出額である。

共通経費支出は、各支出額を「証する書類」だけでは政務活動費である「支出を証する書類」が不足しているため、支出額19万6703円全額が違法支出額である。

#### 7 高村議員の違法支出額

高村議員の違法支出は、以下のとおりである。

調査研究費支出においては、番号80番の「旅費」及び番号113番の「東京視察費」を除く支出は当該経費の内容に規定されていない支出である。それゆえ、違法支出額は4万7000円である。

広報費支出においては、番号10-1番、23番、26-1番、33番、45番、50-1番、53番、72番、73-1番、103番、105番の支出が高村議員の後援「会員」等を対象とした支出に係る目的外の違法支出であって、番号129番の「市政報告会資料作成代金」を除く番号130番乃至132番は当該経費の内容規定の支出とは認め難い支出であるから違法支出であり、番号129番の郵送料と推認できる番号12番の郵送料支出のみが2分の1按分充当支出と認められる。それゆえ、違法支出額は96万5000円である。

会議費支出においては、全ての支出が懇談会費であるから、3万円全額が違法支出額である。

件費支出においては、「事務手当」支出であるから政務活動費支出ではない。それゆえ、支出額29万4000円全額が違法支出額である。

事務所費支出においては、上記4で指摘したとおり、支出額44万1289円全額が違法支出額である。

会派共用費は、支出額6万円より番号128番の「会派共用費概算払い精算金」6646円を控除した5万3354円が違法支出額である。

共通経費支出は、各支出額を「証する書類」だけでは政務活動費である「支出を証する書類」が不足しているため、全支出額26万8573円が違法支出額である。

#### 8 野本議員の違法支出額

野本議員の違法支出は、以下のとおりである。

調査研究費支出においては、番号4番及び23番、43番の年会費、24番の金沢自衛隊協力金、111番の日韓親善協会の会費、129番の石川県ウォーキング協会会費及び70番乃至72番、96番、122番、180番乃至182番、233番、234番及び258番各タクシー代金は条例に規定された調査研究費の経費内容ではないし、41番の支出の中の「土産

代」も調査研究費の経費内容ではない。それゆえ、違法支出額は28万8108円である。

広報費支出においては、当該支出額の2分の1を超える政務活動費56万2488円は違法支出額である。

会議費支出においては、番号73番が「駐車場代」、番号74番、123番及び211番が「交流会会費」、番号80番が「講演会」及び番号219番が「懇談会」会費の支出である。しかし、いずれの経費も会議費ではない。それゆえ、支出額2万5400円全額が違法支出額である。

人件費支出においては、政務活動費であることを「証する書類」が提出されていない。それゆえ、支出額26万5500円全額が違法支出額である。

事務所費支出においては、上記4で指摘したとおり、光熱水費及び通信費すべてが違法支出額であり、それらを除く経費支出だけが3分の1を超える支出が違法支出額である。それゆえ、違法支出額は11万8230円である。

会派共用費は、支出額6万円より番号252番の「会派共用費概算払い精算金」6646円を控除した5万3354円が違法支出額である。

共通経費支出は、各支出額を「証する書類」だけでは政務活動費である「支出を証する書類」が不足しているため、全支出額19万2828円が違法支出額である。

- 9 請求人は、金沢市監査委員に対し、横越議員へ208万1771円、高村議員へ209万9216円及び野本議員へ150万5908円及びそれらの金額に平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が当該議員に請求することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

## 第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

## 第3 事実証明書

- 事実証明書1 注釈 地方自治法 <全訂> 抜粋 1607頁参照  
事実証明書2 横越 徹議員の調査研究費支出  
事実証明書3 横越 徹議員の広報費支出  
事実証明書4 横越 徹議員の会議費支出  
事実証明書5 横越 徹議員の人件費支出  
事実証明書6 横越 徹議員の事務所費支出  
事実証明書7 横越 徹議員の会派共用費支出  
事実証明書8 横越 徹議員の共通経費支出  
事実証明書9 高村佳伸議員の調査研究費支出  
事実証明書10 高村佳伸議員の広報費支出  
事実証明書11 高村佳伸議員の会議費支出  
事実証明書12 高村佳伸議員の人件費支出  
事実証明書13 高村佳伸議員の事務所費支出  
事実証明書14 高村佳伸議員の会派共用費支出  
事実証明書15 高村佳伸議員の共通経費支出  
事実証明書16 野本正人議員の調査研究費支出  
事実証明書17 野本正人議員の広報費支出  
事実証明書18 野本正人議員の会議費支出  
事実証明書19 野本正人議員の人件費支出  
事実証明書20 野本正人議員の事務所費支出  
事実証明書21 野本正人議員の会派共用費支出  
事実証明書22 野本正人議員の共通経費支出

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

## I 基本的事項

## 1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等</li> <li>・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費</li> <li>・政党組織の事務所経費(人件費を含む。)</li> <li>・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等</li> </ul>
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費</li> <li>・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費</li> <li>・宗教活動に係る経費</li> <li>・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)</li> <li>・各種団体への寄付金、支援金等</li> <li>・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費</li> <li>・親睦を目的とする会合の会費</li> <li>・レクリエーション経費</li> </ul>
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費</li> <li>・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。)</li> <li>・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費</li> </ul>
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費</li> <li>・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。)</li> <li>・その他後援会活動に係る経費</li> </ul>
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用</li> <li>・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用</li> <li>・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用</li> <li>・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費(居酒屋、温泉レジャー施設など)</li> </ul>
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。)</li> <li>・自動車、バイク、自転車等の購入経費</li> <li>・購入車両の維持管理経費(自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代)</li> <li>・カーナビ購入費(リース車両に設置されたもの以外)</li> <li>・自宅事務所の賃料</li> </ul>
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会等の視察旅費との重複</li> <li>・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費(タクシー代、ガソリン代等)との重複</li> </ul>
8 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令等の制限に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費</li> <li>・祭りへの寄附や差し入れ</li> <li>・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ</li> <li>・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ</li> <li>・各団体等からの案内(催し物、会合等)に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。</li> <li>・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪</li> </ul>
9 使途不明の支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの</li> </ul>



に係る経費	・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出
-------	-------------------------------------

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可  (※)あて名が〇〇〇〇事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであっても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。
3	発 行 者	記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可  (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。
6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。  (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。

9	預金通帳の写し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

## II 費目別用途基準

### 1 調査研究費

#### 【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費用途基準」

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
--------------------------------------

#### 【運用の手引き】

##### (主な例)

- ・資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等

##### その他の例

- ・施設入館料
- ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費  
領収書の金額を按分する必要がある場合は、  
(燃料費(=単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ))で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。)
- ・タクシー料金(利用区間、利用目的を領収書等に明記)
- ・駐車料金(利用目的等を明記)  
ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。
- ・高速代、有料道路使用料(利用区間、目的等を明記)
- ・海外旅費
- ・研究会の会場費、講師謝金、お茶代
- ・機材借上費(プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等)
- ・研究会への参加費、出席者負担金
- ・研究会に伴う懇談会に係る会費

※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。

※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。

※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。

→第4章2(5)海外・県外での政務活動に係る政務活動費を参照してください。

※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

### 2 広報費

#### 【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費用途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
--------------------------------

#### 【運用の手引き】

## (主な例)

- ・ 広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等

## その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費
- ・ 広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙等発送費用（文書通信費を除く）

※1 印刷費は製本費用も含みます。

## 3 会議費

## 【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

## 【運用の手引き】

## (主な例)

- ・ 会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等

## その他の例

- ・ 機材借上費（プレゼンテーション用パソコン借り上げ等）、お茶代
- ・ 遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費

領収書の金額を按分する必要がある場合は、

(燃料費(=単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ))で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。)

- ・ 駐車料金（利用目的等を明記）
- ・ タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）
- ・ 高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）
- ・ 会議に伴う懇談会に係る会費

## 4 人件費

## 【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

## 【運用の手引き】

## (主な例)

- ・ 給料、手当、賃金等

## その他の例

- ・ 交通費

※1 職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。

また、議員が行う活動を補助する職員の活動内容が分かる資料を提出してください。

※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。

※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。

※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。

## 5 事務所費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【運用の手引き】

<p>(主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等</li> </ul> <p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料</li> <li>・テレビ受信料、インターネット料金等</li> <li>・事務所内の会合等において提供される茶菓子代</li> <li>・その他の雑費（事務用品、消耗品等）</li> </ul> <p>※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。</p> <p>※2 政務活動費の事務所費への充当限度額は1/2までとします。</p> <p>※3 兼用の事務所については、第4章2(3)②事務所経費の按分方針等参照</p> <p>※4 事務機器等の賃借料、リース代についても、備品を購入する場合に準じ、1任期について一機種10万円を上限とします。</p>																							
<p>① 事務所の要件</p> <p>事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。</p> <p>なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。</li> <li>(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。</li> <li>(ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。</li> </ul> <p>また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。</p>																							
<p>② 事務所経費の按分方針</p> <p>議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。</p> <p>ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。</p> <p>なお、事務所内における政務活動と他の活動を明確に区分し、明らかにすることには、困難な面があることから、事務所経費への政務活動費の充当限度額は1/2までとします。</p> <p style="text-align: center;">〔事務所を住居等と共用する場合〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。</p> <p>なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当することはできないものとします。</p> </div>																							
<p>③ 事務所経費への充当限度額</p> <p>事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">費 目</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">光 熱 費</th> <th style="text-align: center;">通 信 費</th> <th style="text-align: center;">上下水道代</th> <th style="text-align: center;">賃 借 料</th> <th style="text-align: center;">事務用品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">政務活動専用事務所</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政務活動事務所＋ 政治団体事務所</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目					光 熱 費	通 信 費	上下水道代	賃 借 料	事務用品等	政務活動専用事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	政務活動事務所＋ 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)		費 目																					
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代	賃 借 料	事務用品等																		
政務活動専用事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2																		
政務活動事務所＋ 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2																		

政務活動事務所＋ 住居等	1 / 3	1 / 3	－	－	1 / 3
政務活動事務所＋ 政治団体事務所＋住居等	1 / 3	1 / 3	－	－	1 / 3

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

事務用品等：事務用品、来客用茶菓子代、その他消耗品代等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（→面積按分）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{[\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)] \times \text{事務所部分面積 ( m}^2\text{)} / \text{全体面積 ( m}^2\text{)}}$$

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

$$\frac{\text{政務活動用務 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%) + 日常生活用務 (E\%)}}$$

6 会派共用費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

【運用の手引き】

(例)

・事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等

※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円/年とします。

※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

7 共通経費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

・携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料

・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とします。

・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。

・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。

(維持管理費を含む)

- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万円/月とします。

※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる4つの経費以外の計上はできません。

平成29年(2017年)3月30日 印刷  
平成29年(2017年)3月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄